12　国庫負担の改正

㈠　平成二九年度から平成三一年度までの各年度における失業等給付等に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の一〇〇分の一〇に相当する額とするものとした。（附則第一四条第一項関係）

㈡　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、平成三二年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で雇用保険法附則第一三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとした。（附則第一五条関係）

二　職業安定法の一部改正関係

1　労働条件等の明示

求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された労働条件等を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更する労働条件等を明示しなければならないものとした。（第五条の三第三項関係）

2　求人の申込みの不受理

㈠　公共職業安定所が受理しないことができる求人の申込みに、次に掲げるものを加えるものとした。（第五条の五第一項関係）

(1)　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（厚生労働省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み

(2)　暴力団員、法人であってその役員のうちに暴力団員があるもの又は暴力団員がその事業活動を支配する者に該当する者からの求人の申込み

(3)　正当な理由なく㈡の求めに応じない者からの求人の申込み

㈡　公共職業安定所は、受理しないことができる求人の申込みに該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができるものとするとともに、求人者は、その求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとした。（第五条の五第二項及び第三項関係）

3　公共職業安定所による業務情報の提供

㈠　公共職業安定所は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介に関し、相互に協力するように努めなければならないものとした。（第五条の二第二項関係）

㈡　公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対し、特定地方公共団体又は職業紹介事業者（業務停止命令を受けている者その他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対してその職業紹介事業の業務に係る情報の提供を行うことが適当でない者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関する4㈢により職業紹介事業者が情報提供する事項、その紹介により就職した者のうち移転費の支給を受けたものの数その他職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとした。（第一八条の二関係）

4　職業紹介事業者に係る欠格事由等

㈠　職業紹介事業者に係る欠格事由に、次の事由を加えるものとした。（第三二条関係）

(1)　社会・労働保険関係法令違反で罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　職業紹介事業の許可を取り消された者等が法人である場合において、当該取消し等の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し等の日から起算して五年を経過しないもの

(3)　職業紹介事業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に職業紹介事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(4)　(3)の職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、聴聞の通知の日前六〇日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(5)　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(6)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

(7)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

㈡　職業紹介事業者が選任する職業紹介責任者について、従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるものとするとともに、職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合する者のうちから選任しなければならないものとした。（第三二条の一四関係）

㈢　職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該職業紹介事業者の紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち離職した者（解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。）の数、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない（届出をして無料の職業紹介事業を行う学校等にあっては、情報の提供を行うように努めなければならない）ものとした。（第三二条の一六第三項及び第三三条の二第七項関係）

5　労働者の募集を行う者等の責務等

㈠　「募集情報等提供」について、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者若しくは募集受託者に提供することと定義するものとした。（第四条第六項関係）

㈡　新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法により労働者の募集を行う場合の募集内容の的確な表示に係る努力義務の対象に、募集受託者を加えるものとした。（第四二条第一項関係）

㈢　募集内容の的確な表示に係る努力義務に関し、労働者の募集を行う者及び募集受託者は、募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供させるときは、当該募集情報等提供事業を行う者に対し、必要な協力を求めるように努めなければならないものとした。（第四二条第一項関係）

㈣　募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者又は労働者となろうとする者の依頼を受け提供する情報が的確に表示されたものとなるよう、当該依頼をした者に対し、必要な協力を行うように努めなければならないものとした。（第四二条第二項関係）

㈤　労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに募集情報等提供事業を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、それぞれ、その業務の運営に当たっては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならないものとした。（第四二条の二関係）

6　労働者供給事業者の責務

労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならないものとした。（第四五条の二関係）